

NPO法人出会いの杜プロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人出会いの杜プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県北秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域活性化、人口減少、少子高齢化などの地域課題の取り組みとして、結婚を希望する独身者に対して幅広い出会い機会の創出、相談、支援及び情報提供に関する事業を行い、幸せな社会づくりと地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) お見合い事業
- (2) 結婚相談所事業
- (3) 出会い創出イベント、婚活セミナーの企画・運営事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入された会費、その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、他の理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経るものとする。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び活動予算は、当該事業年度中の通常総会に報告するものとする。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

- 2 前項の規定により既定予算が変更された場合、変更された内容に関して、理事会は当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、北秋田市に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	北原 正敏
理事	三沢 聡
同	小笠原 美佳子
監事	金澤 誠
同	松橋 すゑる
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 なし
 - (2) 賛助会員会費 5千円（1年間分）

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

これまで続いてきた人口減少による過疎化は、少子高齢化の流れと相まって地域社会・地域経済・生活環境などに深刻な変化をもたらしています。

特に過疎地域の持続的な発展のためには、地域活性化、人口減少、少子高齢化など、積極的な取り組みが求められています。

これらの地域課題の一要因として、未婚化や晩婚化が考えられます。

現在、私たちは任意団体として、結婚を希望する独身者に対して結婚相談や情報提供活動、また、お相手を紹介するお見合い活動などを行ってきましたが、より幅広い出会いの機会を創出する施策として、新たに民間の結婚相談所と連携した事業を行うこととし、積極的な支援を行うことで婚姻数、出生数の向上を図り幸せな社会づくりと地域社会の発展を実現していきたいと考えています。

そして、新たに結婚相談所事業を行うにあたり、さまざまな契約行為が発生するため、法人格の取得が必須となります。しかしながら私たちの活動は営利を目的とするものではないため、公益を目的とする特定非営利活動法人を設立することで結婚支援を通じた地域社会の問題解決に取り組んでいきたいと決意しました。

2 申請に至るまでの経過等

令和4年4月1日 任意団体として活動開始

令和5年2月10日 法人設立に向けた発起人会を開催

令和5年4月21日 設立総会を開催

令和5年4月21日

特定非営利活動法人の名称 NPO法人出会いの杜プロジェクト

設立代表者氏名 北 原 正 敏

役 員 名 簿

NPO法人出会いの杜プロジェクト

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	(きたはら まさとし) 北 原 正 敏		無
理事	(みさわ さとる) 三 沢 聡		無
理事	(おがさわら みかこ) 小 笠 原 美 佳 子		無
監事	(かねざわ まこと) 金 澤 誠		無
監事	(まつはし すずえ) 松 橋 す づ え		無

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 令和6年3月31日 まで

NPO法人出会いの杜プロジェクト

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、事業を継続して実施するための体制づくりと事業内容を多くの方に知っていただけるよう広報活動を重点的に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① お見合い事業	プロフィールをもとに条件の合う二人を双方に紹介し、一対一の形式で個別に引き合わせを行う。	(A) 随時実施する (B) 主たる事務所、従事者の居住地域 (C) 13 人	(D) 結婚を希望する独身者 (E) 30 人	343
② 結婚相談所事業	民間の結婚相談所ネットワーク組織と連携して紹介を行う。	(A) 契約後、随時実施する。 (B) 主たる事務所、従事者の居住地域 (C) 13 人	(D) 結婚を希望する独身者 (E) 30 人	958
③ イベント、セミナーの企画・運営事業	出会い機会の創出と恋愛、結婚への意識を高めることを目的としたイベント、セミナーを行う。	(A) 年1回(10月) (B) 北秋田市内 (C) 5 人	(D) 参加を希望する独身者 (E) 10 人	110

令和6年度の事業計画書

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

NPO法人出会いの杜プロジェクト

1 事業実施の方針

- ・各事業を確実に実施して成婚者数の増加を図る。
- ・支援できる体制を改善、強化するとともに、登録者の増加を図るため、幅広い広報活動を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① お見合い事業	プロフィールをもとに条件の合う二人を双方に紹介し、一対一の形式で個別に引き合わせを行う。	(A) 随時実施する (B) 主たる事務所、従事者の居住地域 (C) 15 人	(D) 結婚を希望する独身者 (E) 40 人	336
② 結婚相談所事業	民間の結婚相談所ネットワーク組織と連携して紹介を行う。	(A) 契約後、随時実施する。 (B) 主たる事務所、従事者の居住地域 (C) 15 人	(D) 結婚を希望する独身者 (E) 40 人	943
③ イベント、セミナーの企画・運営事業	出会い機会の創出と恋愛、結婚への意識を高めることを目的としたイベント、セミナーを行う。	(A) 年2回 (8・2月) (B) 北秋田市内 (C) 5 人	(D) 参加を希望する独身者 (E) 20 人	210

「設立当初の事業年度の活動予算書」

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日 から 令和6年3月31日まで

NPO法人出会いの杜プロジェクト
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取助成金	0		
受取補助金	1,611,906		
		1,611,906	
4 事業収益			
お見合い事業収益	0		
結婚相談所事業収益	150,000		
イベント・セミナー事業収益	10,000		
その他支援事業収益	0		
		160,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			1,771,906
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
入会活動費	79,200		
諸謝金	25,000		
印刷製本費	189,700		
会議費	46,000		
旅費交通費	378,000		
通信運搬費	39,930		
消耗品費	208,740		
広告宣伝費	25,000		
修繕費	0		
地代家賃	237,600		
賃借料	25,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
保険料	9,750		
諸会費	52,800		
租税公課	0		
研修費	44,000		
支払手数料	50,600		
雑費	0		
その他経費計	1,411,320		
事業費計		1,411,320	

科目		金額		
2	管理費			
(1)	人件費			
	役員報酬	0		
	給料手当	0		
	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	通勤費	0		
	福利厚生費	0		
	人件費計	0		
(2)	その他経費			
	印刷製本費	0		
	会議費	0		
	旅費交通費	0		
	通信運搬費	8,000		
	消耗品費	101,000		
	広告宣伝費	153,736		
	修繕費	0		
	地代家賃	79,200		
	賃借料	0		
	減価償却費	0		
	保険料	3,650		
	諸会費	12,000		
	租税公課	0		
	研修費	0		
	支払手数料	3,000		
	雑費	0		
	その他経費計	360,586		
	管理費計		360,586	
	経常費用計			1,771,906
	当期経常増減額			0
III	経常外収益			
1	固定資産売却益	0	0	
	過年度損益修正益	0	0	
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
1	固定資産除・売却損	0	0	
	過年度損益修正損	0	0	
	経常外費用計			0
	税引前当期正味財産増減額			0
	法人税、住民税及び事業税			0
	当期正味財産増減額			0
	設立時正味財産額			0
	次期繰越正味財産額			0

令和6年度 活動予算書
令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
NPO法人出会いの杜プロジェクト
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取助成金	0		
受取補助金	1,538,606		
		1,538,606	
4 事業収益			
お見合い事業収益	0		
結婚相談所事業収益	200,000		
イベント・セミナー事業収益	10,000		
その他支援事業収益	0		
		210,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			1,748,606
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
入会活動費	105,600		
諸謝金	60,000		
印刷製本費	118,700		
会議費	46,000		
旅費交通費	378,000		
通信運搬費	39,930		
消耗品費	166,740		
広告宣伝費	55,000		
修繕費	0		
地代家賃	356,400		
貸借料	40,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
保険料	9,750		
諸会費	52,800		
租税公課	0		
研修費	44,000		
支払手数料	16,500		
雑費	0		
その他経費計	1,489,420		
事業費計		1,489,420	

科目		金額		
2	管理費			
	(1) 人件費			
	役員報酬	0		
	給料手当	0		
	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	通勤費	0		
	福利厚生費	0		
	人件費計	0		
	(2) その他経費			
	印刷製本費	0		
	会議費	0		
	旅費交通費	0		
	通信運搬費	8,000		
	消耗品費	51,000		
	広告宣伝費	65,736		
	修繕費	0		
	地代家賃	118,800		
	賃借料	0		
	減価償却費	0		
	保険料	3,650		
	諸会費	9,000		
	租税公課	0		
	研修費	0		
	支払手数料	3,000		
	雑費	0		
	その他経費計	259,186		
	管理費計		259,186	
	経常費用計			1,748,606
	当期経常増減額			0
III	経常外収益			
	1 固定資産売却益	0	0	
	過年度損益修正益	0	0	
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
	1 固定資産除・売却損	0	0	
	過年度損益修正損	0	0	
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			0
	設立時正味財産額			0
	次期繰越正味財産額			0